

豊橋創造大学経営学部 2019年度公開講座 特別講演会 講演録

<講演者>

前国税庁税務大学校長、元内閣官房まち・ひと・しごと創生本部地方創生総括官補

川上 尚貴 氏

<演題>

「税制・税務行政、地方創生に携わって」

《実施日時 / 場所》

2019年11月16日 14:00～15:30 / 豊橋創造大学 A21教室

【主催】

豊橋創造大学経営学部、豊橋創造大学産業・政策研究所

【共催】

豊橋産官学連携推進会議（豊橋市、豊橋商工会議所、豊橋技術科学大学、愛知大学、愛知大学短期大学部、豊橋創造大学、豊橋創造大学短期大学部）、愛知大学三遠南信地域連携研究センター

【後援】

東三河県庁、東三河懇話会、社会人キャリアアップ連携協議会、株式会社サイエンス・クリエイト、豊橋税務署、日本政策金融公庫豊橋支店、豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫、豊橋市教育委員会、中日新聞社、東愛知新聞社、東海日日新聞社、豊橋ケーブルネットワーク株式会社〔ティーズ〕、やしの実FM

目次

| | | |
|-----|--------------------------------------|------|
| 1 | はじめに：本講演の企画にあたって----- | p. 1 |
| 2 | 講演録----- | p. 4 |
| (1) | 主催者佐藤経営学部長挨拶----- | p. 4 |
| (2) | 主催者見目経営学部経営学科長から開催にあたっての留意点のアナウンス--- | p. 4 |
| (3) | 講演者の紹介----- | p. 5 |
| (4) | 講演者の登壇：講演の開始 ----- | p. 5 |
| (5) | 質疑応答 ----- | p.27 |
| (6) | 講演者から挨拶 ----- | p.34 |
| 3 | おわりに：講演に参加して ----- | p.35 |

※ 別添資料(p.36 以降)は講演録内の記載の要領で本講演において机上配付したもの。

※ 上述のページ数は右上に記載のもの。

1 はじめに：本講演の企画にあたって

第一に、何事にも優先して、本講演会にご協力いただいた川上前国税庁税務大学校長に心からの感謝を申し上げたい。

小生が、豊橋創造大学経営学部に赴任したのが2019年4月初め。それまでの前職は国税庁にあり、主に霞ヶ関で行政官として勤務してきた。小生にとって豊橋、あるいは東三河地域、延いては首都圏及び主要地方都市以外での生活は初めてのことであった。恐らく当該地域での今回の勤務がなければ地方創生という事柄に思いを馳せることはなかったであろう。さらにこの講演会の企画も考えなかつたと言つても過言ではない。

率直に申し上げて地方創生は小生にとって畠違いの分野であった。内閣官房に「まち・ひと・しごと創生本部」が存在することは昨年から認識していた。これはまさに前職（国税庁税務大学校研究部教育官兼国際業務課）において、川上氏（元同創生本部地方創生官補）の指導の下、職務にあたっていたからである。しかしながら、いわゆる「増田レポート」¹の内容までは把握していなかつた。地方創生に関してはその程度の認識しか持ち合わせていなかつた。

そのように地方創生に無知な小生は、批判を恐れずに申し上げると、学生の時分より、日本の財政、経済成長度、人口減少度、諸々の条件を考えれば、諸々の法律論等は脇に置いたところで、選択と集中により、一定の都市圏に人の生活圏を寄せることも考えられなくはない日本の将来像の選択肢であり、地方創生とはコストばかりかかる達成困難な泥沼の取組みとも考えていた。前職の職務に繋げて考えるならば、国税の税制の枠組みの中で地方創生を考えるとなると全国規模での施策展開が基本となり、各地方では、地方自治体延いては地方税法を所管する総務省の支援の中で、憲法84条の下、個別に創意工夫のなされた税制が仕組まれているものと認識していた。現行の憲法が生き残る限り、ドラスティックな国家制度の変更は難しく、極端な考え方ともなるが、個別の制度で前述のような創意工夫を行った上でも経営困難となる地方自治体は、別の存続可能性の高い自治体に吸収される（住民・企業等は移動する）べきもの、あるいは淘汰されるべきものであり、存続可能性の乏しい自治体の管轄エリアのフォローのために政府がインプットを行うとなればそれは際限のないものとなり、サングコストになろうと考えていた節があつたことは否定しない。

そのような思考回路を持っていたこの青二才でも、豊橋創造大学での勤務開始から間も無くして、漫然とした危機感を感じるに至った。その危機感とは、東三河地域で醸し出される、「これまで金融危機を含めなんとかなってきたわけで、農業と製造業を基盤にこれからもなんとかなるだろう。」という楽観的とも言えるような風潮の陰で、どこか細々とはいえ枯れずに流れる湧き水のような当該地域の将来への不安感に由来するものと考えている

¹ 日本創成会議・人口減少問題検討分科会（座長は増田寛也氏）が平成26年5月8日に公表した「成長を続ける二一世紀のために『ストップ少子化・地方元気戦略』」のこと。

(当該地域で類似の危機感を感じている人は小生のみではないだろう。)。人口減少の進み始めた当該地域の人口動態とかのような危機感を組紐のように絡み合わせてこれを眺めたところで、既存の産業、行政、教育等々、広範な分野の複層構造を一旦溶解混合し、縮小社会へ強い耐性を持つ構造に一旦成型し直す必要があると認識するにさほど時間はかからなかつた。

そもそもこれから先の日本が経済成長率において5%台を超えていくことなど最早日本国民の方が期待していないだろう。日本全体がそんな中にあって、しかしながら東三河地域だけが、人口的にも経済的にも拡大社会に一変することは難しいだろう。東三河地域の内需の減少、貯蓄の減少、投資の減少、雇用の減少、地方財政の逼迫化、地域経済への不満足な公共財・サービスの提供、更なる（高齢者含む。）人口流出。ほの国が淘汰のレールに繋がることを是とすることも同大学赴任後は心情的に難しくなっていた。豊橋創造大学の学生や、教職員、さらに長く豊橋市で生活する方々との接触を経る中で、この縮小社会の中で、いかに街として生き残りを果たしていくか。小生個人の思考回路の中に、東三河地域に住むこととなつた行政官出身の実務家教員として、なにかこの街にこの若造でも貢献できることはないだろうか、との考えが混じるようになってきていた。その際に頭をよぎつたのが、「大学は地方創生のキープレーヤーのはずだ。」旨の言葉だった。

当該コメントは、2019年の6月、懇親会の席で、小生が川上氏から頂戴したものである。それからというもの、当該コメントが折に触れ頭の中に浮かんでいた。その中で、まずは第一弾、これだと閃いた企画が本講演会である。税制は国の在り方を形作るための典型的なツールとも言える。当該ツールを基軸とした時に、縮小化の見られる地域社会の中で、経済や人々のマインドセットに正の循環を生み出し続けるために、当該地域がどこまで政府に頼るべきで、どこからが自らの足で立っていくべきか、延いては当該地域の産業構造、教育構造、行政構造のパラダイムシフトの必要性等になんらか気づきがあればと考えた次第である。

同大学の経営学部の公開講座は同大学の保健医療学部の公開講演トピックと異なり、やや硬い話題になりがちと聞いていた。例に漏れず本講演会もその手のテーマ設定となつたわけではある。しかしながら、巷でともすれば閉鎖的あるいは保守的とも言われているような当該地域で今後活動していくことを念頭に置いた際に、個人的には、本講演会を通じて、当該地域経済における名士の方々やこれまで同学部からは交流の乏しかった関係各所と繋がりを作れる機会になると思ったことも、今後の小生の活動計画の実践に向けて大いに助けになると考えていた。

この度、多方面の方々、企業、公的機関から強力なご支援・ご協力を賜った。また、同大学においても本講演会の企画の実施に向けて、経営学部の見目学科長はもとより、立岩事務局長をはじめ経営学部以外の部署からも多大なご尽力を賜った。この場を借りて心からの感謝を申し上げたい。

自らのことを顧みれば、未だ大学教員とはなにか、その中でも実務家教員の果たすべき役

割とはなにかについても考えがまとまつておらず、また然るべき結果が伴っていない部分も多分にあると承知している。他方で、本講演会は小生の東三河地域における社会貢献活動の企画・計画の序章と位置付けている。令和元年12月20日に閣議決定された、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」並びに第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び増田レポートを眺めると、地方創生は東京一極集中の是正に向けた取組みの一つにも思える。政府の当該第2期総合戦略検討の最中で一連の政府の地方創生の取組み対しては個人レベルで興味深い批判的評価もなされている²。首都圏から離れて暮らすようになった小生の目からは、また違った視角から、地方創生という取組みが地方の生存をかけた取組みの主要軸に映っている。これから幅、深さを変えて、また「選択と集中」の捉え方の角度を変えて、微力ながら当該地域での地方創生に絡む活動を進めていく所存である。本講演会でお世話になった各方面の方々には、今後とも折に触れ、何分のご支援・ご協力を賜れると大変有難いところである。

最後に、本講演録が少しでも豊橋市、さらには東三河地域の皆様の今後の思索や活動の一助となることを切に願い、以下講演録の作成を行ったことを申し上げる。付隨して、当該講演録の中での誤字脱字等は、講演者ではなく、小生に責があることを予めここに明記する。

豊橋創造大学 経営学部
准教授 松岡 輝

² 田鹿 優基、「やっぱり若者は東京へ。日本の人口政策が大失敗している論理矛盾：破たんした地方創生施策、「自治体」存続より大事な個人からの目線」，ニュースイッチ，2019年8月17日，<https://newswitch.jp/p/18862>，アクセス日：2019年12月30日。

2 講演録

(1) 主催者佐藤経営学部長挨拶

経営学部長の佐藤でございます。特別講演会に先立ちましてご挨拶申し上げたいと思います。この特別講演会は豊橋創造大学経営学部の主催でございます。令和元年この年で、昨日大嘗祭が終わりまして、皇室の大元のイベントは終わったかと思いますけれども、令和元年度の経営学部として初めての特別講演会でございます。かくも多くの方にお越しいただきまして改めて御礼申し上げたいと思います。

本日川上先生には東京よりお越し頂きまして厚く御礼を申し上げたいと思います。またこの特別講演会は、チラシ等でご承知のことだと思いますけれども、多数の機関の共催とそれからご後援を賜っております。これも改めて御礼を申し上げたいと思います。さらに来賓の方々、それからご参加の皆様方、本当にありがとうございます。お忙しい中お越しいただきまして改めて御礼を申し上げたいと思います。

さて去る10月に財政再建・社会保障の維持に向けて消費税が増税されたばかりでございます。私もコンビニに行ってなにか飲食料品を買うとイートイン・アウトで税率が違うということを目にしてし、消費増税を実感しております。この増税前から、さらには増税後も税制・税務行政の在り方について様々な議論が交わされております。その中、消費増税が社会保障費の今後の負担増を下支えするためと見た場合、少子高齢化というキーワードがやはりクローズアップされてくるところかと思います。他方で、我が東三河地域も人口減少が足元では進み始めているところでございます。なかなか歯止めがかかるない三大都市圏への人口流出も大きな課題でございます。地方創生の必要性と今回の消費増税、少子高齢化を切り口に見れば根っこでは繋がっているとも言えると思います。

令和元年度は第一期の総合戦略における最終年であり、次期戦略の基本方針が12月に閣議決定される見込みと聞いております。地方創生が第二期の段階を迎えるこの機に、豊橋市、東三河地域においても、これまでの取り組みの現状と課題を再検証して、国の舵取りと連携させながら、次期の地方創生の骨組みおよび具体策の策定に取り組まなければならないと思っております。

本講演会では、税務行政及び地方創生に関する政府要職のご経験豊かな前税務大学校長・川上尚貴氏に最新の情勢を交えて講演いただきます。今後の、我が豊橋市、東三河地域、もっとマクロの視点で申し上げれば中部圏で、産官学が連携してどのようにこの問題に取組むかを考える契機に本会がなりますことを祈念しております。

以上をもちまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

(2) 主催者見目経営学部経営学科長から開催にあたっての留意点のアナウンス

ありがとうございました。それでは講演に移りたいと思います。講演に先立ちまして、

2点お願い申し上げます。まず携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにお切替えください。また講演中の撮影、録音はおやめいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

それではここからは、経営学部の松岡輝が会の進行を務めさせていただきます。

(3) 講演者の紹介

ご紹介ございました、松岡輝でございます。本年4月から豊橋創造大学で勤務をさせていただいております。そこから豊橋市や東三河になにかできることはないか、半年間頭を使わせていただいたのですけれども、その中、私、前職が国税庁でございまして、「おっ、この人だ」とピンと閃いた方が今回お越しいただきました、川上尚貴様でございます。

川上さんの経歴（注：別添1）の方は、もう既に机上に置かせていただきました資料のとおりでございまして、そちらをご確認いただければと思います。

私の前振りが本題ではございませんので、早々に川上先生にご登壇いただきたいと思います。今回は『税制・税務行政、地方創生に携わって』というところでご講演いただきますので、皆様拍手をもってお迎えいただければと思います。何卒よろしくお願ひいたします。

(4) 講演者の登壇：講演の開始

① イントロダクション

皆様、こんにちは。只今ご紹介に預かりました、川上でございます。

まず、今回このような機会を与えていただくにあたりまして、主催者である、伊藤学長、佐藤学部長以下の豊橋創造大学の皆様方、それから共催者である金田豊橋副市長をはじめ豊橋産官学連携推進会議、愛知大学三遠南信地域連携研究センター、さらには後援の各団体の皆様方と、本当に、全ての方々のお名前を申し上げる時間がないこと、非常に恐縮ではございますが、大変多数の方々にお世話になったこと、まず感謝申し上げます。

今、登壇するまで、ここにおりませんでしたので、おそらくご紹介いただいたのだと思いますが、手元に私の履歴も配っていたいているものと思います。私は昭和58年に旧大蔵省に入りました、途中、財務省に省名が変わり、36年4カ月、役所に勤めてまいりました。この7月に、税務大学校長という、国税庁の研修・研究機関の長を最後に退官しております。

そういう意味では退官者の身でこのような盛大な場でお話させていただくことは大変面はゆい限りではございますけれども、現在豊橋創造大学にお世話になっておりまして、以前税務大学校でご一緒しました松岡准教授のご紹介、また彼らから地元の皆様方のご关心について熱意をもって伝えられましたということ、それからこの今回のこの講演は国税の「税を考える週間」行事にも位置づけていただいているということ

とでございますけれども、これも長年お世話になった国税組織への一つの恩返しとも思っておりまして、そのような事情もございまして、今回ご説明させていただくことになった訳でございます。

36年余りの役人人生の中では、税制の企画立案に11年、税の現場での執行に5年ということで、税関係が一番長い経験になっております。税制の企画では、消費税の担当課長をはじめとして、おおむね各税目を広く浅く経験をいたしました。それから税の執行では、関東信越と広島の2つの国税局長、それから地元にお近いところでは、大分以前になりますけれども、昭和の終わり、平成の初めあたりに、岐阜の関の税務署長、名古屋国税局の総務課長を1年ずつ務めさせていただいたこともございます。他に予算とか金融を担当いたしましたり、環境省に出向したりしたほかに、特にこの10年くらいの間に3つの立場、具体的には金融庁の地銀の担当課長、それから地域活性化の官民ファンドの出向役員、さらに内閣府、内閣官房の地方創生担当の内閣審議官という3つの立場で、通算しますと7年になるわけですが、その間広い意味での地域活性化、地方創生に携わったということがございます。そういう経験にもご関心いただいたということで、今回は、税制・税務行政と地方創生の大きく2つのテーマについてご説明させていただきます。

お手元に2種類の資料を用意させていただいております。1つの資料（注：別添2）は別途パワポ（注：会場にプロジェクト投影されたパワーポイントソフトで作成されたスライドのことを指す。）の方でも大きめに見ていただければと思いますけれども、特にパワポの方の資料は役所の資料を色々流用させていただいておりますので、かなり細かいところが多くございます。あまりそれぞれの木を見ているとなかなか森が見えないということもあります。できるだけ全体のストーリーについては、講演メモと書かせていただきました、箇条書きの方の別途配付させていただいております講演メモ（注：別添3）の方で、追っていただけると思いますので、特にパワポの方の資料は細かいところは気にせず、むしろ講演のメモを中心に、ストーリーを追っていたきながら、ざつとこういうことなのだな、というところでお話を聞いてもらえればと思います。

今日のこのネクタイでございますが、実は以前審議官のときに国会答弁などにも対応いたしまして、よくその時に着用しておりました勝負ネクタイでございます。当時の地方創生の担当大臣、山本幸三さんという大臣が赤いネクタイをトレードマークとされていて、それとかぶらないよう私は大体青いネクタイで勝負して参りました。本日もその勝負ネクタイで、気合を込めてお話をさせていただければと思います。

② 経済社会の中での税制の役割

税の話をさせていただきますと、いつも堅い話になるのですが、まず経済社会の中での3つの役割を申し上げます。メモで申し上げますと、最初の箇条書きの3つでご

ざいまして、パワポの資料ですとこの1枚目、『図説 日本の税制』からの抜粋ということでございます。この『図説 日本の税制』というのは、歴代財務省主税局の調査課長が編者になっておりまして、この吉野くんというのは私の10年くらい後輩になるのですけれども、10年くらい前は私が編者で出させていただいたものでもございます。税制の主な役割としましては、財源調達と所得再分配、経済の安定化となります。財政学などで勉強された経験のある方ですと常識の話かと思いますが、この3つの役割、特に財源調達、これを第一の役割として書かせていただいております。

具体的にはメモに書かせていただいておりますけれども、税制は市場、民間企業に任せていっては十分に供給されないような公共サービス、この供給のための財源を確保するための最も基本的な手段ということあります。民主主義の下で国民により選択された水準の公共サービスを提供するために必要な費用を国民の間で分かち合っていただくということでございます。ただ、その公共サービスの水準というのは国によつては様々であるということがございます。

実は、私がこれを実感いたしましたのは、この3ページ目に、これもちょっとお手元のスライド資料でも細かい、スクリーン上のパワポでも細かいかもしれません、この中段から後段に書かせていただいております。このファイナンスというは財務省の広報誌でございまして、そこに私、以前に自らの経験を寄稿させていただいたものでございます。私の36年の役人人生はほとんど国内勤務だったのですが、1回だけニューヨークのコロンビア大学というところに研究員として赴任させていただいたことがあります。ちょうどその時に長男が生まれまして、これはアメリカで生まれた長男を、どうやって医療保険に入れるかということで、大変苦労したという話でございます。ご案内の方も多いかと思いますが、アメリカは日本と違って国民皆保険が全然当たり前ではございません。高齢者と低所得者以外には、公的医療がないというのがアメリカの社会であります。ここにつらつらと書いておりまして、今日色々盛りだくさんな資料がございまして、あまり細かくご説明できないので、後でお読みいただけだと有難いところですが、とにかくそういうことでアメリカでは大方公的医療保険がない。私と家内は海外旅行保険で、アメリカ滞在の2年間、カバーされていたのですけれども、アメリカでオギヤーっと生まれたその長男には医療保険がないということで、その民間の保険を探し回ったのが当時一番の苦労でございました。民間の保険はコストも非常に高いですし、それから大体、特定の保険会社のリストにある医師にしかかけられないというのがアメリカでは普通でございます。病院にかかったお金も大体事後にしか保険会社から払ってもらえないですし、その保険会社への支払いの請求にもまた時間がかかる、非常にお金と時間がかかるというものでございます。これ、本当に笑い話ではなくて、風邪なんかひいて、病院に行きますと、医師に診てもらうまでもなく、1週間後にまたおいでなんて言われまして、でも1週間後なんて大概治っていますよね。それからこれはうちの家内もそうでございましたけれども、お産は

必ず48時間以内には出ろ、ということで、48時間経ったらもう病院に居させてもらえない、というような世界でございます。基本的には、今もそういうところでございます。当時2000年から2002年のことでございましたが、それから20年弱経っております。その後、前の大統領のオバマさんの時にアメリカも少し公的医療を拡げようという試みを始めました。

これがパワポ4ページの資料でございますけれども、いわゆるオバマケアを説明するものでございます。オバマ大統領の時に公的医療を拡げようとしたのですが、結果的には日本と同じような形にはならなかった。左の②にございますとおり、公的医療保険自体は創設できなかつたと。ただ、③や④にありますように、個人の保険加入を義務付けし、そしてそれに対して個人への公的補助を拡げるという形で、ある程度保険のカバーを拡げる努力をしたわけであります。ただ、これ自体、例えば個人に義務付けするのはアメリカですと憲法違反だ、という議論もあってですね、医療はむしろ自助努力でやるべきで、他の人の医療についてまで、自分の税金を使うのはけしからん、という人がアメリカでは結構な割合であります。今も、引き続き議論となつてゐるようですが、トランプ政権の下では、むしろ逆の方向で、この※印にございますけれども、個人への義務付けについては、今年中に撤廃されるということで、最終的にどうなつたか私も確認できていないのですが、以前の法律ではそうなつておりました。おそらく次の大統領選でもこれが大きな争点になると聞いております。

そういう国もあるわけです。日本では国民皆保険が当たり前ですけれども、国によつては必ずしもそうではないということでございます。そして、それぞれ国民が選択する公共サービスについて、それぞれの国が色々苦労しながら必要な財源を、基本的には先ほどの税制の一番基本的な機能である財源調達機能ということで、色々な税目を組み合わせて、一生懸命財源を確保しているというところでございます。

パワポの5ページ目が、OECD諸国の状況として、先進主要国における政府の支出と収入の国際比較を示してございます。こちらGDPに対する比率になっております。左から2つ目を見ていただきますと、これ赤の線が日本のラインでございますが、大体社会保障のウェイトでいうと「中福祉」ということが見ておわかりいただけると思います。右から2つ目を見ていただくと、税負担は割合まだ低いのかなというのがわかるかと思います。「低負担」の中で「中福祉」を享受しているというのが、今の日本の国際的な位置付けでございます。真ん中の社会保障以外の支出を見ますと、かなり主要先進国の中でも低位になつておりますから、社会保障以外はかなり切り詰めて、「低負担」の中でなんとか「中福祉」をまわしているというのが今の日本の制度、現状であるということがこの国際比較の資料でご覧いただけると思います。

次のパワポ6ページ目。こちらご案内の方も多いかと思いますが、これだけ色々な税金の種類で持って、国・地方を通じて、今日本では財政を支えております。所得に対する税、消費に対する税、資産に対する税、ご覧のとおりでございます。

それから、これ主要国の国民負担率ということで、社会保障の負担率も含めて、国民負担率の国際比較ということを示しております。こちら GDPとの比率ではなく国民所得との比率となっておりまして、先ほどとは分母が違うところですが、傾向は同じでございます。一番左が日本の数字でありますと、ずっと左から右に目を移していくと、アメリカの場合は、歴史的経緯から国レベルでの一般的な消費税がない国でございまして、個人の所得税のウェイトが非常に高いややユニークな国でございますけれども、アメリカを除いて右のヨーロッパの主要国と見比べていただきますと、やはり日本は一番下の欄にあります個人所得課税、それから下から3つ目にございます消費課税、この2つが主要諸外国に比較して低く留まっているというところが、こちらご覧いただいてもわかるかと思います。

先ほどのところ、パワポ1ページ目に戻ってしまうのですが、税の役割2つ目として、メモの方では次の○に出していますけれども、所得の再分配があります。これは所得税、相続税の関係です。これらの税は累進構造を持っているわけですが、この累進構造などを通じまして、予算における社会保障の給付と相まって、市場経済によつてもたらされる所得や資産の分配を社会的に望ましい形に再分配するという、平たく言えば豊かな人ほど高い税率で税を徴収することによって、貧しい方に多く配分するという機能であります。そういうことがもう一つございます。

それからもう一つが経済安定化機能と言われておりますと、この『図説 日本の税制』1ページ目の資料で申しますと、まず伝統的には、自動安定化機能、ビルトインスタビライザーという言葉もありますけれども、要は、累進構造がございますので、好況期には経済の伸び以上に税収が増える、不況期には経済の低下以上に税収が減るというものですございます。この働きを通じまして、経済の変動を小さくして、経済を安定化させるということが、一つ税制の役割として言われております。

加えて、パワポ資料では2枚目の方の財政の機能で書かれているところですが、よく議論になるところは、裁量的財政政策、フィスカルポリシーでございます。政府がその時々の経済状況に対応して、裁量的に政府の歳出や税制を変化させて、景気の安定化を図るという。特に景気の悪い時に公債を発行して、一つは予算で財政支出を増やすこともありますし、税でも個人の消費や企業の投資の促進を狙って減税を行い、景気回復を図るという、いつもこういう話がありまして、これをどれくらいやるのか、それから税の役割として適當かというのがいつも議論になるわけでございます。

③ 税収と財政赤字の推移

そこで、この歴史的経緯ということで、見ていただきますと、今度はパワポ8ページの方の資料になります。こちら通称ワニの口とよく財務省が申している資料でございまして、こちらは平成の財政史みたいな話になるのですが、個人的に節々で関わり

があった、私にとっても思い出深い資料でございます。青の折れ線が税収の推移です。こちら見ていただきますと、平成の初めに 60.1兆円という税収の数値がございまして、その後長らく税収は低迷をしてまいりました。丁度、平成 2 年から 4 年にかけて、主税局の総務課というところで、税収の見積もりを担当しておりました。大体税収が増えている時に予算を組む人間は楽なんですけれども、減る時は大変で地獄の苦しみであります。平成初めの 60兆円台のあと、私の 2 年間の担当の間に 54兆円まで税収が減りまして、当時本当にジェットコースターのように税収が減っていき、大変辛い思いをいたしました。バブル経済の崩壊が主因であったわけですけれども、その後景気対策としての減税、今裁量的な財政政策と申しましたけれども、そのような減税もありましたし、他方で景気が長く低迷していた時期がございまして、税収が復活するのは、平成 30 年までかかったわけでございます。平成 30 年度の決算でもって、60.4兆円というのがございますけれども、ここでようやく平成の 30 年の長き期間を費やして、やっと 60兆円台まで回復したというのが現状の姿でございます。

税収が下がれば、税外収入ということで、税以外の収入も一緒に懸命やりくりするのですが、それでもなかなか追いつかないということになると、額の大きなものとして公債の発行に頼ることになります。こちらの図の方、下の方に棒グラフがございますけれども、2種類の棒がございます。ピンクの棒グラフと、水色の棒グラフです。水色の棒グラフは、公共事業等の、借金をしても何らかの見返りの資産があるもので、いわゆる建設公債と呼ばれているものでございます。より問題があると言われているのが、ピンクの方でございまして、何らかの見返りの資産がない、いわゆる赤字国債、特例公債と呼ばれるものでございます。これが長く日本の財政として、いつの間にか常態化してしまっています。

歴史的経緯を振り返りますと、最初の発行が始まったのが、だいぶ以前の話になりますけれども、昭和 50 年代のオイルショックに伴う補正予算になります。バブル経済の好況で一旦、平成 2 年度から 5 年度あたりまで、ピンクの棒グラフがちょっと途絶えたのですが、またその後の平成 6 年度から復活してきているというところがご覧いただけだと思います。丁度平成 6 年度の特例公債復活の際には、私主計局の方で、司法警察の予算を担当しておりました。実はこれ阪神淡路大震災が関係しているのです。平成 6 年度の当初予算までは特例公債を出さずに済んでいたのですけれども、平成 7 年 1 月 17 日、忘れもしませんけれども、地震が発生いたしました。今回の台風 19 号の件でも早速予備費の使用ということが言われていますけれども、通常予算の中に数千億予備費というものがございまして、その予備費でまず対応して、それで足らなければさらに補正予算を組むということになります。当時、私、震災の時は司法警察の担当ということで、残念ながら当時震災で数千人の方が亡くなつたのですが、警察の業務の一つとして、亡くなった方の検死用のご遺体袋や軍手というものが足りなくなつて、それをまず予備費で措置させてくださいということを警察から言われて対

応したのが、確か最初の予備費の使用だったかと思います。こういう緊急の時にはお金を使ふことはできませんので、それを直ちに措置したわけでございますが、当然各省の予算も足りなくなつて補正予算の編成となり、そこで特例公債、赤字国債の再発行になったわけでございます。その後、景気の情勢、さらには景気対策の減税ということもあって、赤字国債依存を脱却できずに今日にきているということです。その年はちなみに、例のオウム事件も起こりまして、翌年度の当初予算が成立して、直ちに緊急犯罪対策を含む補正予算を組むということになりました、その年、5月、連休返上で、ずっと補正予算の作業をしたというのが私の経験でした。その後も特例公債の発行が継続して、公債残高はずっと累増しているところでございまして、残念ながら、この図にありますような、ワニの口と称しておりますけれども、赤の折れ線と青の折れ線のギャップが閉じずに今日にきてるところでございます。

これには、税収の方の要素と予算の方の要素があるのですが、予算の方の要素はかなり明確でございます。バブルのピークで税収が決算で 60 兆円を超えた平成 2 年度と直近令和元年の予算の比較ということで、パワポ 9 ページをご覧いただきますと、ほとんど社会保障以外増えてございません。もっぱら社会保障が平成 2 年度から 3 倍増になっておりまして、これがほとんど予算面での赤字の原因ということでございます。

税の方は、今青の折れ線でご覧いただきました、全体の税収をブレークダウンした数字がこちらのパワポ 10 ページの図でございます。そして次のページの資料をご覧いただきますと、こちらも沢山のことが書いてあって、目がチカチカする資料でございますけれども、これまでの平成を通じての主な税制改正の流れというものが書いてあります。一番上が消費税ということで、全体で赤字が減税、青字が増収措置ということでございますけれども、消費税についてはご案内のとおり平成元年に 3 % で導入しまして、平成 9 年に 3 % から 5 % に引き上げ、平成 26 年に 5 % から 8 % に引き上げ、今回この 10 月に 8 % から 10 % に引き上げたわけでございます。所得税、相続税については、先ほどの景気対策との関係での減税の議論もございまして累次の減税がなされ、その後は控除の見直し等を通じまして、もう少し富の再分配の機能を回復させないといかんということで一定の増収措置も図られまして、今日にきております。それから法人税、後ほどご覧いただきますけれども、課税ベースという課税の対象の範囲は拡大をしつつではございますけれども、税率自体は下げております、そういう意味では、赤の減税措置が目立つような税制改正が続いてきているところでございます。

パワポ資料を 10 ページに戻りまして、税収の推移をご覧いただきますと、そのような税制の動きも反映しまして、消費税は平成を通じて増やしてきているわけですが、今のような改正と景気の変動を通じまして、所得税や法人税はご覧のようなジグザグの税収の推移を辿っております。全体として、平成の 30 年間を通じて、やっと足元、税収が 60 兆円台まで回復してきているのが全体の姿でございます。昨日

の新聞報道にございましたが、退官後、私は新聞報道でしか承知しておりませんけれども、その新聞報道によりますと、足元の景気を反映しまして、またこの最後の 62.5 兆円と見積もられております本年度の税収もちょっと厳しい、かなり税収減が避けられないという状況のようございまして、この 60 兆円台を今年も維持できるかはやや微妙な状況になっているようです。以上が、全体の流れでございます。

④ 最近の経済・社会の変化と税制の在り方

以下、経済社会との関係での、各税目を巡る動きをご紹介申し上げたいと思います。まず全体としての経済社会の変化というところで、税との関係に限りませんが、全体の一番大きな変化というのは少子高齢化の進展でございます。このパワポ 12 ページの資料が、その図でございます。ご案内の方が多いと思います。3つポイントがあろうかと思います。まず全体の人口の背丈でございますけれども、もう既に人口のピークは 2010 年に過ぎまして、人口減少社会に入っているわけでございますけれども、これから 50 年後には 8 千万人台と、今の 3 分の 2 に減ってしまうということが 1 つのポイント。2つ目は、赤の折れ線にございますけれども、65 歳以上の高齢化率というものが、今既に 30% に近い状態ですが、これが今後 4 割に達してしまうということ。それから 3 つ目に、これはクリーム色で書いてあるかと思いますけれども、従来で言えば働き世代と言われていた 20 歳代から 64 歳までの人口というのが今の 7 千万人台から、50 年後には 4 千万人台まで激減するということ。こういうことが今のトレンドとしてはほぼ確実に推計されておりまして、平成の 30 年間で社会保障が 3 倍となった図を先ほどご紹介しましたが、今後さらに、社会保障の給付の増加が求められ、片や所得を稼ぐことが期待される従来の働き世代が大きく減少するということがほぼ確実視されているところであります。

それから、いい資料がなかったので、メモの方で文言の頭出しだけしておりますけれども、もう一つ税を取り巻く環境で変わってきておりますのが、国際的な金融・資産取引の拡大でございます。各国の規制や税制に非常に敏感で、取引も国境を超えていきますし、所得もどんどん外国に逃げてしまうということで、逃げ足の速い所得とか取引がグローバルに拡大していると、これも私ども税を考えるときに踏まえなければならない大きな変化でございます。

(a) 消費税

先ほどご覧いただきましたように、国際的に見ると消費税と個人所得税が主要国の中では低い負担率に留まっている中で、やはり日本の税制としてまず考えなければならないのが、消費税と所得税のメリット・デメリットをよく考えながら、両方をどう組み合わせて活用していくか、ということになってまいります。私、消費税に関しては、2回担当課の経験をさせていただきました。10 年前には担当の課長をさせていただきまして、丁度社会保障の一体改革の議論を始めた頃に経験しており

ます。そういうことで、税制全体で今後も少子高齢化社会の中で、社会保障給付の増加を支える必要があるという、そういう状況の中で消費税と所得税のメリット・デメリットをご紹介するところでございます。

こちらパワポ 13 ページの方で、『図説 日本の税制』で従来から整理しているものです。例えば消費税は、上から 3 つ目にありますけれども、消費は働き世代だけではなく全世代が行うものでございますから、勤労世代だけではなくて広く社会の構成員が税負担を分かち合うことができる、というメリット。あるいはその下 4 つ目でありますけれども、生産活動に伴う所得に直接課税するものではないし、累進税率でもないフラットな税率ということで、勤労意欲や事業意欲に対して比較的中立的であるということ。それから、6 つ目に景気動向に伴う税収変動が小さくて公共サービスの財源として安定的であるということ。こういった点では、所得税と比べまして従来からメリットがあると指摘されております。他方で、いつも消費税のデメリットとして議論されているところですが、一番上を見ますと、所得を尺度にいたしますと、どうしても個人で見れば、お金持ちでも貧しい方でもそんなに消費する量に違いがございませんから、所得の高い方の消費税の負担率が低くなってしまう、いわゆる所得を物差しとした時の税負担の逆進性、ということがいつもデメリットとして議論されておりまして、これらを踏まえながらどう消費税と所得税のバランスを取っていくか、ということがいつも議論になるわけであります。

今回の消費税のご案内の引上げのスキームが、その次のパワポ 14 ページにございますけれども、今回の消費税の引上げではそういうことを踏まえまして一つの工夫としては、下の方の○でありますけれども、ご案内のとおり、消費税の使途を社会保障の 4 経費、具体的には年金と医療と介護と少子化対策に法律上で限定するとということにしました。それこそ、10 年来、こういうことを議論しております、私が担当課長の時に方針として当時の大臣の下で色々作業させていただいたわけでございます。そうなりますと、社会保障の歳出がまさに貧富の差を是正する一番の再分配機能の中心でありますから、逆進性についての議論についても、給付とトータルにお示しすることによって、ご理解いただけるのではないかという発想でございます。財政再建との関係で申し上げますと、今現に既存の社会保障費の中で借金で賄っている部分もございますから、その部分については、新しい財源が見出されるということになりますと、財政再建にもダブルで寄与するということになります。この使途については、その次のパワポ 15 ページの資料でございますけれども、一昨年の秋あたりから、10%への引上げにあたって、具体的に色々と見直しの議論がなされまして、特に高齢者ではなく若い世代にも配慮するような社会保障に使うという、いわゆる全世代型の社会保障と言われていますけれども、これに社会保障を転換するんだと、そういうものにも積極的に使っていくんだということで、見直しがなされております。具体的には、ここにございますような、教育負担の軽減ですと

か、子育て支援等が追加されまして、これを中心に 10% の税金が使われるということです。もう一つは、ご案内のところでございますけれども、軽減税率の導入でございまして、今回 8% から 10% へ 10 月に上げるにあたりましては、その次に諸外国の例もご紹介しておりますけれども、諸外国の例なども踏まえまして、具体的には酒とか外食を除く飲食料品、それから新聞もございますけれども、こういったものに限って、軽減税率を導入したところです。この 10 月から実施をさせていただいておりまして、色々各方面に事務手続き等でご負担をかけているところもあるかと思いますけれども、なんとかこれを定着させていきたいと思ってございます。

(b) 所得税

それから次に所得税の関係でございますけれども、所得税については先ほどこれまでの累次の減税の後に、再分配機能の一定の確保が足元では図られているところでございます。これは税制として非常に大事なものでございますが、他方で勤労意欲への影響という問題もございますから、そこをどう勘案していくかということになります。特に足元で力を入れておりますのが、これはメモの方を中心見ていただければと思いますけれども、人口減少の中でも多様な働き方を可能とすることで、できるだけ労働供給を促進することが大事なのではないかとの議論がなされておりまして、働き方の多様化への対応と引き続き再分配機能の回復のこの 2 つを主要な課題として、所得税の色々な見直しが図られております。具体的な一つの例が、このパワポ資料の方の 18 ページでございます。これは平成 30 年度の改正で既に実現しておりますし、来年の所得税から実施されるものでございますけれども、従来例えば給与とか公的年金とか特定の働き方、所得のみに適用される控除、所得計算上の控除というもので対応させていただいたわけでございますけれども、それをできるだけ働き方によらずに適用される、人的控除、基礎控除に寄せていくことによって、どんな働き方をしてもあまり所得税負担の差が生じないような構造へシフトをするというのがこの中身でございます。若干テクニカルな話になってしまいますが、どのような働き方の多様化というコンセプトの中で、色々な改正をやっているところでございます。

(c) 相続税・贈与税

それから次は、相続税・贈与税の関係もご紹介いたします。相続税は、これもメニューにありますとおり、位置付けとして所得税の補完のほか、消費税のウェイトが増す中では、生涯で消費し尽くすことなく次世代に移転する資産についてもバランスを取ってご負担を求める必要があるという議論がありまして、そういう機能を果たす役割が一つございます。特に最近の議論としましては、公的な社会保障が老後の扶養を社会的に支えるようになってきますと、その高齢者の資産の維持・形成にも社会保障が一つ寄与しているだろうと、そうであれば亡くなった時には遺産から一

定の社会的還元をいただいてもいいのではないか、という議論もございます。そういった中で、相続税は従来バブル経済の時期、地価が非常に上がったということがございまして、減税の歴史だったんですけれども、このパワポ 19 ページにございますとおり、足元、平成 27 年からむしろ増収、強化を図るということで、基礎控除の引下げとか税率構造の見直しのような改正が図られております。その結果、データでございますけれども、パワポ 20 ページにございます、特にこの赤の折れ線を見ていただきたいのですが、これは亡くなった方の中で、税がかかる割合ということなんですけれども、これが一時期は 4 % 前後、すなわち亡くなった方の 4 %だけが課税の対象になっていたわけですが、今はそれがもう少し増えまして、8 % 台程度に回復してきているというのが今の姿でございます。相続税については、全体の中で、それなりに役割を果たしてもらうということで、足元では強化の方向になっているところでございます。

片や、もう一つ、相続税とペアになっている贈与税があること、ご案内のところと思います。贈与税については、別の方向になっておりまして、従来の贈与税、これはメモの方に戻っていただけますでしょうか。従来の贈与税は、これは毎年、毎年の贈与にかかるものですから、年間 110 万円を超えるとご案内のとおり、かなり厳しい累進税率が従来からかかってきております。これは贈与によって相続税の回避を一般的に防ぐということで従来からそのような制度を作つまいりました。ところが、今少子高齢化で、高齢者層の資産の増大ということがございまして、いわゆる「老々相続」の問題が大変広く指摘されております。それはこのパワポ 21 ページの資料でございますけれども、少子高齢化の中で高齢者資産の増大ということで、具体的には被相続人は 80 歳を超える方が約 7 割、相続するお子さんも大体 50 歳以上ということになっておりまして、そうなると結局ご高齢者からご高齢者にしか資産が移らないということになります。そうするといつまでたっても、若い世代に資産がいかないので、なかなか経済活性化に繋がらないという議論です。そこで、この 10 年ぐらいの流れとして、この相続税全体については強化の方向だけでも、むしろ贈与税については緩和をして、生前贈与ができるだけ資産を早く渡すことについてインセンティブを与え、高齢者に集中する資産の早期活用を図るべきではないか、というような展開が別途なされてきました。これを最初にやつたのが平成 15 年度の相続税の精算課税ですが、その時企画官として担当させていただきました。ご専門の方以外は、やや仕組みが、ごちゃごちゃしていて、テクニカルにわたりますので、ざっとご覧いただけるだけでいいかと思いますが、パワポ 22 ページの上の段が、従来の毎年の贈与税の姿でございまして、110 万円を超えると、相当きつい累進がかかるという姿になりますが、相続時精算課税というのは、先々相続の時にはもう一回相続財産全体を合算して再計算するということを前提に、贈与の段階では厳しい累進をかけず、2,500 万円までは税金をかけませんよと、2,500 万

円を超えたところで一律 20%でいいですよと、そういう形で割り切った軽減の仕組みを作ったところでございます。ただ、これも最後は相続時にもう一度合算して課税をしますので、全体として生涯を見れば、そこで相続税との中立性は維持されます。相続時には先ほどご覧いただきましたとおり、以前は 4%、今でも 8%の人しか実際には課税がなされませんから、90%以上の方は結局今まで贈与の段階で高い累進構造で 110 万円を超えると税がかかっていたものが、相続時に精算することで、結局最終的にも税金を払わずにすむ、ほとんど 90%の方にとっては、贈与が課税なしで渡せるということがミソだったわけです。こういう制度を作ったんですが、さらにその後も色々政策的に贈与を、中立性というよりは、もうまさに軽減していくという議論がございまして。これはご関係の方にはご案内のことかと思いますが、教育費とか結婚子育ての資金について相当額、例えば教育費ですと 1,500 万円まではもう割り切って非課税にしてしまうというような制度が、その後の税制改正でなされております。これはまさに軽減、毎年の贈与から軽減しっぱなしで、相続の時にも精算しないわけですが、そういう制度もこの数年間で措置をされて参りました。足元では、またこれは反省期に入っておりまして、あまりこれをやりすぎると、格差の固定化に繋がりかねないのではないかというご議論もあり、実は平成 31 年度、今年の税制改正では、このページの教育資金についても受贈者ということで贈与を受ける方について、1,000 万円という所得要件を設けたり、これもまた制限しようという見直しの動きになってきております。先ほどの精算課税は、最後は一応中立を守る、その後はもう中立ではなく軽減するような措置が取られてきたんですが、今後中期的にはやはり、これをもう一度、相続税・贈与税の全体を見直す、資産の移転の時期に中立的な制度をどう構築するか、もういっぺん考え方直そうという動きが、相続税・贈与税全体の課題となっております。ちょっとテクニカルな話になりました。

もう一つみなさまのご関心事項にあるのは、一つ資産税の宿命なんですかれども、所得税や消費税と違って、資産税の課税で難しいのは、具体的なキャッシュのフローがなくても一定額を税としてご負担いただくということでございます。ここでいつもキャッシュ化出来ないということで難しいのが、中小事業者の方の事業資産であったり、農地であったりということが、従来から相続税については議論になって参りました。特にこのパワポ 24 ページにございますけれども、少子高齢化ということで、中小事業者の経営者の方々の高齢化がこれから限界に達しつつあると、これから約 10 年で、中小企業の経営層の方々の高齢化が顕著に進むということで、今事業承継をちゃんと進めないと全国的に廃業が相次いで、雇用の喪失が懸念される事態になってしまうという強いご指摘をいただいております。これはその資料でございますけれども、その中で、これもテクニカルなのでざっと見ていただくだけでいいのですけれども、10 年間の時限措置という割り切りの下で、相続税・贈与税を

100%納税猶予するという制度を昨年から設けております。テクニカルなところは省略いたしますが、平成30年度より、中小企業の株式について、そういうことをやると、100%の納税猶予を導入いたしまして、パワポはその次のページですけれども、この平成31年、直近の税制改正においても、中小企業の株式に限らず、個人の事業用資産にも、この上段にございますけれども、その拡大をしてきております。

相続、贈与に関しては、色々な方向での改正がございますけれども、相続税全体については強化の方向、そして贈与税についてはむしろ生前贈与を促進することなど緩和する方向、しかしそれもやりすぎということで全体の見直しの方向、そして事業承継については喫緊の課題として猶予の方向、いくつかの流れが出てきているわけでございます。

(d) 法人税

次に法人税であります。色々の変化の中、一番国際的な所得移転、取引の移転の容易化で、税制への影響が懸念されるのが法人税の世界でございます。パワポ27ページがその全体の動きでございますけれども、青の折れ線の企業所得は景気により変動いたしまして、一時期大きく落ち込んだのはリーマンショックの時でございますけれども、今はリーマンショック前の好調に戻りつつあります。しかし、下の黄色の棒グラフの方で法人税収もお示ししておりますけれども、こちらはなかなか過去のピークまで戻ってきておりません。法人税については、先ほど申し上げました、課税ベースという課税の対象の範囲と、税率を両方見ていく必要があるんですが、なかなか欧米含めて、どこの国に投資判断するかということになりますとどうしても表面で見える税率を引下げた方がわかりやすいということがありまして、欧米で表面税率の引下げをする流れがきておりまして、日本もその例外ではありません。この赤の段々になっておりますのが法人税率の引下げの推移でございます。日本もこういう風に引き下げております。そうしたわけで、法人税収がピークに戻っていないということがご覧いただけるかと思います。

片や、赤字欠損法人が非常に多いということも一つの特徴でございまして、パワポの28ページ、これもちょっと数字が色々下の方にごちゃごちゃ入っているんですけども、一時期、税を払わない赤字法人が中小では7割台ございました。直近改正で少し是正をされておりますけれども、なお6割台ということでございます。

要は、限られた法人だけが法人税を払うのではなくて、出来るだけ課税のベースを拡大して、法人税負担を広く分かち合う方向に変革するということが一つ求められておりますし、片や稼ぐ力のある企業をより伸ばすということをいうと、やはり国際競争に晒されている企業の税率は出来るだけ課税ベースを拡大しながらですが下げていかなければならぬということで、その両面での改正を行われなければならない。その結果がこのパワポ29ページでございまして。ただそうは言っても諸外国も同じように税率を下げております、何年か前にイギリスが大きく下げました。

アメリカはかなり長いこと高い税率を維持してきたんですが、今のトランプ政権の下で、大きく税率を下げてきておりますので、ご覧のとおり、日本の位置は、ここ数年の間に税率を下げてきた経緯がございますけれども、国際的な比較の中ではご覧のところでございます。日本も 29.74% ということで、20%台にはギリギリ下げているんですけれども、国際的にはこういうバランスです。そういう中で、一つ私ども、税務当局としても非常に心強い動きというのが国際課税の分野であります。

(e) 国際課税

国際課税の全体的なスタンスというのはこのパワポ 30 ページの資料でございますけれども、国際的な投資交流は促進する一方で、租税回避に対応して我が国の課税権をしっかりと確保しなければいけないということで、従来から様々な国際課税の制度がございます。これもテクニカルな話になりますけれども、真ん中あたり、外国子会社合算制度とか、移転価格課税制度とかございますが、それぞれメモで書かせていただきました。それぞれ国際的な関連企業間でのペーパーカンパニーの悪用とか、あるいは取引価格の操作によって低税率国に所得移転を図るという事象がございまして、こういうことを防ぐための制度ということでございます。これについては日本も非常に国際的貢献をしております。この次の 31 ページですが、税の関係者の間では BEPS、BEPS と言えば、ここ数年流行り言葉のように通る言葉なんですが、日本語で言いますと、「税源侵食と利益移転」のプロジェクトということで、多国籍企業が課税所得を人為的に操作をして、課税逃れを行うことがないように国際課税ルールを幅広く見直す試みというものを、ここ数年、非常に各国協力して力を入れてやってきております。特に OECD、先ほど申し上げました主要先進国の会議ですが、ここの租税委員会の議長というのが我が国の財務省の国際関係のトップである財務官が務めておりまして、国際的に日本が主導してやってきております。特に今年は、G20 の議長国が日本ということもございまして、この足元、国際課税上の一一番ホットなイシューについて、日本が議長国としてリーダーシップを持って色々な議論をしております。論点として今特にホットなイシューが 2 つございまして、全体の問題意識はこのメモの方にもございますように、経済の電子化に伴う国際課税上の問題、特に今まで国際課税というのは、多国籍企業については国内に何らかの恒久的な拠点、施設、我々専門的には PE と申しておりますが、そういうものがないと国内で課税ができないということになっているのですが、いわゆる GAFA と申します、グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン、皆様ご案内のとおりの国際企業がございますが、こういう世界中でネットを通じてサービスを提供している巨大企業があるわけで、こういう企業についてそういう従来のように国内に施設がないと課税できないとなると、どこの国でも課税できないという問題が出てきております。いわゆるプラットフォーマーと呼ばれる巨大企業でございますが、こういう企業に対する課税をどうするかというのが今大変ホットなイシュー

ーとして議論をされております。

この1つ目の柱がパワポの32ページ、その次の33ページに2つ目の柱がございますが、平たく申しますと、その1つ目の柱の方では、そういう本店所在地だけではなくて、今の恒久的施設の有無に関わらず、実際にマーケットとしてそういうサービスが提供されている国、そこで一定の価値が生み出されているところに着目しまして、これに見合って市場、あるいはユーザーがいる国に対しても一定の課税権を配分するような、そういうルールをこれから作ろうというのが1つ目の論点でございます。もう1つが、先ほど、ともすれば法人税率の国際的な引下げ競争になりかねないところを申し上げましたけれども、そうした中で、出来るだけ税金の安い国に所得を寄せるということ、軽課税国に会社を作り、そちらの方に所得を帰属させるとか、あるいは軽課税国の企業に支払いをすることによって本国であまり税金を支払わないという事象が実際にありますので、これを出来るだけ塞いで、全ての多国籍企業に最低限の税負担を確保するようなルールを導入するというのがこの2つ目の柱でございます。

こういう2つの大きな議論をしておりまして、この6月には福岡でG20の財務大臣会合というものが行われましたけれども、そこで日本がリーダーシップをとって作業計画を示して、来年中に国際合意を目指すということで、今方向として固まっているところでございます。

今は制度の話を申し上げたのですが、パワポの34ページになりますが、国税庁の執行の方でも、非常にホットイシューとして力を込めてやってきておりまして、「国際戦略トータルプラン」として打ち出しております。国税組織がこういうプランを大々的に発表するというのは割と珍しいことなんですねけれども、BEPSのような国際的な租税回避に対して、しっかりとこういうプランも打ち出しております。例えば、左の方、小さい記載ですが、CRSというものがあります。昨年10月から新しく始まった制度なのですが、海外の金融口座の情報を各国間で自動的にやりとりできる、Common Reporting Standardと申しておりますが、こういうものも新しい動きとして導入をして、数字で64カ国・地域から55万件、昨年の10月に初めての試みでデータ入手できましたということが書いてございますが、そういうことも新たな動きとして一生懸命進めているところでございます。

そこで、パワポ次の35ページ。これ我が松岡准教授と私のご縁でもあるのですが、税務大学校に私昨年おりまして、松岡准教授も勤務されておりました。税務大学校も、国際課税の取り組みの一環ということで、具体的にはこのOECDと連携をした租税犯罪についての新たな国際研修の実施ということで関わりを持っております。これが今年の春に第1回のプログラムをやった時の集合写真でございます。真ん中ちょっと右の方に私写させていただいておりまして、私の右隣におられますのが、ドイツ、左がカナダ、オーストラリア、フィンランドからの講師の方々、左の

上に松岡准教授が写っておられます、そういうこともやりました。

合わせて、このパワポ 36 ページの一枚。去年の一番晴れがましい私の一枚なんですが、G20 の福岡の会合でこの国際研修の調印式がありました。私もそのイベントに出せていただきまして、左から三人目、皆さん誰かお分かりかと思いますが、我が大臣でございますけれども、私右から 2 人目おります。残念ながら私目をつぶっております。一番右が今の BEPS の議論を主導しております前財務官の浅川さん、私の左側が藤井前国税庁長官、その左がご案内の麻生財務大臣、その左隣が OECD の事務局長と事務方でございまして、こういう写真も撮らせていただいたわけでございます。

⑤ 税務行政の現状と将来像

税務行政について申し上げます。今申し上げたいのは、経済社会の色々な変化が起きている中で、私ども国税庁としましては、申告納税制度を前提に、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するという、これは不變の税務行政の目的でございますが、そのために必要な組織体制を整えてきております。

私、若い時に名古屋国税局で勤務させていただきまして、広島局、関東信越局でも勤務させていただいた経験がございます。パワポ 37 ページが組織体制なのですが、平成の長い間では色々な変化がございまして、実は私が平成の初めに名古屋国税局に赴任するまでは、税法単位で直税と間税という組織になっていたのですが、私が名古屋の総務課おりました時に、丁度消費税の導入を受けて、国税組織もお客様単位に変革するということで、個人課税部門、法人課税部門というものがあると思いますが、お客様単位の組織への変革を行いました。国税にとってかなり大きな組織変革でございました。この平成の長い年月の中では、お客様である納税者への窓口を出来るだけ一元化をして納税者サービスを向上させる、一本化して、納税者の利便性を高めようということで、できたのが、この上にあります管理運営部門という部門でございます。こういった形で、平成の 30 年の間で、国税の組織も色々と進化して参りました。

次がパワポで 38 ページですが、全般に政府の機関はそうですけれども、限られた定員の中で、業務量はどうしても拡大してきておりまして、人口減少の中でも所得税について非常にきめ細かく還付措置を行ったりしているので、実際の申告件数も随分拡大しております。連結の影響もございますが、かなり少ない資本金で法人を作れるような改革があったこともございまして、法人税についても事務量が拡大しております。私ども、パワポ 39 ページのように、ご案内の、e-Tax という電子申告の利用促進に力を入れて参りましたけれども、次の 40 ページ、今後の「税務行政の将来像」として、さらに本格的に ICT あるいは AI、情報通信技術と人工知能を活用して効率化を図っていく、ということを打ち出しております。これも先ほどの国際課税の件と並んで、国税庁という割と慎重な組織が、この手のビジョンを世の中に発表する

というのは大変珍しいんですけれども、一昨年6月にこの「税務行政の将来像」ということで、10年ぐらいかけて、こういうことをやっていくぞ、ということを世の中に明らかにしているところでございます。税務行政はいつも納税者の利便性の向上ということと、それから一部の不届きな納税者の調査とか徴収をどうきちんとやるかということが2本柱でございますが、ご覧のようにICTやAIを最大に活用して、どう効率的で公平な課税を実現するかということで努力してきているところでございます。例えば、今年の春の確定申告からは、一部スマホで申告できるようになっておりまし、それからこれから数年間の課題としては、既にシンガポールでやっている取組みでございますけれども、定型的な税務相談をAIが対応するということをこれから準備していくということで、国税の組織もよりICTにより効率化していくように変わってきているところでございます。

⑥ 地方創生について：導入

以上、だいぶ駆け足でございますけれども、税制と税務行政の関係でご紹介申し上げました。残りの時間を使って地方創生のご説明をさせていただきたいと思います。

地方創生、これも先ほど税を取り巻く環境の中で申し上げましたけれども、少子高齢化に係る大きな問題、地域にとって大きな問題であるということはご案内のとおりかと思っております。先ほどオールジャパンの少子高齢化に加えまして、この次のパワポ41ページ、これが各県ごとの出生率の差ということでございますけれども、ご覧のとおりでございまして、東京の出生率は全国で最低ということでございます。そしてそういう東京の出生率の最低の中で、なお東京への人口集中というものが止まつてないということでございまして、パワポ42ページにございますように、足元直近でも、13万人余の方が1年で東京に流入しているということであります。特にこれ年代別で棒グラフになっておりますけれども、一番下が15歳から19歳の進学時、次が20歳から24歳の就職時ということでございますが、そうした進学時と就職時の東京への人口集中が止まらないというのが現状の姿でございます。

全体の国内、オールジャパンの人口が減少しながら、出生率の低い東京に人口集中が続いているということは、日本全体でどんどん人口減少が加速して沈んでいく。東京自体も、今は若い方々が多くいますけれども、いずれそういう方も高齢化していきます。そうしますと東京自体も医療・介護の需要が爆発的に増加していくということがございます。

これを正面からきちんと捉えて、継続的、計画的に取り組みを行っていく必要があるだろうということが、5年前の問題意識でございます。これが「地方創生」の問題意識です。

⑦ まち・ひと・しごと創生本部

パワポ 43 ページが、まち・ひと・しごと創生法ということで、関係者にはご案内のところと思いますけれども、人口減少と東京一極集中という問題を正面から捉えまして、持続可能な地域づくりのために、新たな司令塔ということで、一番下の方の左でございますが、まち・ひと・しごと創生本部ということで、総理を本部長、副本部長に担当大臣も置きまして、具体的にこの司令塔を作つて、そしてその真ん中にございますように、国としてしっかりと総合戦略を採つていく、そして、県と市町村にも、それぞれ同じく総合戦略の策定をお願いし、県・市町村とも連携して、計画的・継続的に地方創生に取り組むことを、この 4 年間、今までやってきてはいるわけでございます。「まち・ひと・しごと」は、役所の名前、あるいは法律の名前としては、平仮名が多くて異例です。けれども、ここはまさにコンセンプトとして、まず地方にいゝ「しごと」を作り、そして「ひと」を呼び込み、「まち」の賑わいを取り戻す、という 3 つの要素の好循環を作り出さないと持続可能な地域づくりはできないだろう、という問題意識の下に、こういうネーミングをして、総理以下のヘッドクォーターを新しく作つて、各省から人材を集めて、強力にこれを推進しようということでございます。私も 2 年前にこの本部で仕事をさせていただいたということです。

名古屋の方には意外だと思われるかもしれないんですけども、一つのデータがあります。パワポ 44 ページでございます。これは、東京圏に対する人の出入り数の絶対数を取つてまいりますと、田舎のところではなくて中核都市から多く東京へ流出しているということです。名古屋市はおそらく近隣から見れば勝ち組ということで、近隣から人口を集めている、あるいは経済的に非常に繁栄しているというイメージだと思うのですけれども、東京とのパイの関係でご覧いただきますと、一番東京へ流出している市ということでございます。ちなみに豊橋市、右の方に見ていただいて、48 番目ぐらいにございますけれども、やはり東京に流出しているということでございます。こういう状況がリアリティとしてあるということです。なかなか短期で効果を出すことは難しいところではございますけれども、とにかくまち・ひと・しごと創生本部はほぼ全省庁から人材を集めまして、これまでの縦割りではなかなかできなかつた施策を出来るだけ幅広く試みてきているつもりでございます。

⑧ まち・ひと・しごと創生本部の取組み例の紹介

税制でもその一端がございます。税制のその支援策としましては 45 ページにございますけれども、地方に仕事を作り、人を呼び込む民間へのインセンティブということで、4 年前から、移転型と拡充型と 2 つございますけれども、本社機能を東京 23 区から移転する「移転型」、地域で本社機能を拡充する「拡充型」、この 2 つのパターンの企業に対しまして、下半分にございますようなオフィスへの減税やあるいは雇用者増に応じた減税措置、これは法人税の減税措置としては、かなり思い切つた強力なものでございますけれども、こういうものを拠点強化税制ということで設けてやってき

ております。実は、4年前に最初できた時は、名古屋の中心地、それから近畿の中心地は対象にしてなかったのですけれども、前のページでご覧いただいたように、実際には東京への流出状況を見ると、名古屋市は勝ち組ではなくて、名古屋市が絶対数で見れば一番の流出している市であるということをございます。平成30年度に、3年目の制度の見直しがあった時に、名古屋と近畿の中心地もあえて対象にすることにいたしました。ただ、その時には他の地域と名古屋、大阪が同じなのか、という議論も片一方で税制改正の中でございまして、私、その時だいぶ税の関係長いものですから、調整にも走り回って関わったんですけれども、この下の方に※印ございますけれども、若干10万円ほどインセンティブに差を設けた部分はございます。だいたい概ね同じような制度を今回名古屋や近畿の中心地にも加えたという経緯でございます。今年もまた、制度改革の年にあたっております。今年も私の後任者がこの強化に向けて強く要望しているところと聞いております。

次にパワポ46ページです。企業版ふるさと納税、個人版の方が非常に有名になってしましましたけれども、企業版についても、まち・ひと・しごと創生本部ができた後に設けておりまして、これも地方公共団体の地方創生プロジェクトへの企業の寄付について、通常の自治体への寄付というのは法人税法上は損金算入ということで、損には落とせるんですが、それに上乗せて、税額控除として、税のボーナスを差し上げるという、さらに強いインセンティブを与える制度となっております。これも右の方にございますとおり、活用事例が全国で出てきておりまして、さらに宣伝をしていきたいと思います。これも同じく今年が制度の期限になっておりますので、私の後任者が色々と強化の努力をしているところでございます。

少し税の話を離れまして、それ以外の措置も合わせてご紹介申し上げます。まち・ひと・しごと創生本部では全省庁から人を集めまして、色々なことをやっております。まず予算面の措置でありますけれども、これは丁度豊橋市における例もご紹介申し上げます。パワポの47ページでございます。コンセプトとして、予算の支援でも従来の縦割りのやり方を超えて、地方公共団体の自主的、主体的な取組みで先導的なものを、いわゆるPlan-Do-Check-Action、PDCAと言っておりますけれども、固定的に考えずに、常にチェック、フィードバックしながらよりよいものにするということを前提に、国として支援をさせていただくような、そういう新しい形の交付金を、まち・ひと・しごと創生の基本ツールの一つに設けております。もともと、従来の箱物行政とか、各省の縦割りの補助金ではなくて、横串でもって、型にはめないで、各市町村のアイデアを個々に審査をして、支援をさせていただこうということです。

当初ソフト事業を中心に「地方創生推進交付金」としてスタートいたしました。ただその後、色々毎年の補正の機会にソフト事業ではどうしても足りなくて、やはりハード事業についても一定の支援の資金が欲しいという議論がございまして、ここところ毎年ハード事業についても補正予算の中で、「地方創生拠点整備交付金」として、

ハード中心の措置もなされてきております。パワポの 48 ページは豊橋の具体的な例ということで、この推進交付金、ソフト事業を中心にその例でございますけれども、豊橋市におかれましてもスポーツを活用した中心市街地の活性化、あるいは介護・健康新作り・教育・子育てへの AI の活用、こういうものに推進交付金を活用していただいていると承知をしております。丁度 2 年前に内閣官房おりました時に、前者について、佐原市長以下から一度ご相談を受けた記憶がございまして、こういうことでもご縁を感じております。当時は直ちに実現には行かなかったのですけれども、私の後任者の時に、ソフト事業という形で成就をさせていただいていると聞いております。

今回ちょっと出来合いの資料ではなかったんですけども、拠点整備、ハードの方の交付金でも、豊橋市においてご活用いただきしております、のんほいパークとかあるいはイノベーションガーデンの整備ということで、これはハード事業を中心とした、拠点整備の交付金の方でもご支援させていただいていると聞いております。

それから、この交付金が基本のツールではございますけれども、それ以外の諸々の施策として、色々今後お考えいただく一つ参考になるかなということで、いくつかの主要な施策をご案内申し上げます。一つは、地方大学を絡めての支援のスキームでございます。パワポ 49 ページにございますけれども、これ色々議論がありました、一つは東京 23 区にあります大学の定員を今後 10 年抑制するという法改正でございます。それとセットで地域の大学振興、若者雇用創出のための交付金というのもこの法律の中で設けております。これは昨年私も関わりまして成立させていただきました法律でございますけれども、その中でこういうスキームがございます。これはかなりハードルの高い交付金ではございますけれども、まさに自治体の首長のリーダーシップの下、産官学の連携によって、地域の中核的産業の振興と専門人材の育成を行う特に優れた取組みを、全国から絞って支援をするということになっております。目指すところとしては、特定の分野で日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る大学作り」というものをキャッチフレーズにしております。具体的な実績ですが、去年初めて採択がなされておりまして、この次のパワポ 50 ページの 7 件でございます。かなり絞った形で、一案件に数十億円規模の予算を措置するということになっております。産官学連携、当地でも盛んに今なされているということで、今日お集まりいただいた皆様の中にも関わっていただいている方がいらっしゃると思いますが、今後の一つの検討のタネにもしていただければと思います。

それからこのパワポ 51 ページは、私が担当変わりました以降、昨年末の予算措置を作ったものでございまして、これから実績が上がるものでございますけれども、なかなか人の流れが先ほど申し上げましたとおり、東京への人口集中が止まらない中で、かなり思い切った措置でございます。地方への移住による起業とか、就業者の創出について、思い切って個人への支援もしようということで、最大 1 人 300 万円という数字も出ておりますけれども、こういう就業のための直接的な支援というのも交付金

の使い道として措置をしております。実績はこれからでございますけれども、これもぜひご活用いただければと思います。

そのスキームの一環として、支援の前提としてマッチング支援というものを、自治体とそれから民間の官民の連携によって、色々情報交換、情報提供して、住まい等の情報も含めて、色々全体的な移住の環境整備を図りながらこういう直接支援をしていくということになっております。こちらはパワポで 52 ページですが。足元では、この民間の事業者も決めまして、官と民間事業者とを合わせて、こういうマッチング支援のスキームを作りながら、先ほどご覧いただいたような交付金でこれから具体的な支援をしていくということになっております。

今までお金の話が主になっていたのですが、私としては、お金の支援と並んでやはり、今後持続的な地方創生のためには、インフラの整備が非常に重要だと当時から認識しておりました。このまち・ひと・しごと創生本部の取組みで特徴的なのが、人材とか情報面についても力を入れてきたというところでございます。その代表例が、この次のパワポ 53 ページにある、プロフェッショナル人材事業です。各地域企業にとって、なかなか大事な人材が地域だと限られているということがございます。都市部から連れてくれば、ということですが、こういうプロ人材の地方還流を実現するために、なかなか従来あまり強力なツールがなかったわけです。今回まち・ひと・しごと施策の中で、各道府県にこういう人材の戦略拠点の設置ということをお願いいたしました。特にこのマネージャーという、この人材マッチングの橋渡しをされる人材のレベルが非常に大事でございまして、知事の直接の面談によって選任いただいて、地域の産業に精通したスペックの高いマネージャーさんをそれぞれ選任していただいているところでございます。例えば、第一号、広島県が非常に熱心で、手を挙げていたいのですが、広島では知事がマツダの元専務さんを選任いただきまして、実績を出していただいています。ちなみに愛知県では、加藤さんという、中小企業家同友会の会長さんがマネージャーをしてくださっていると聞いておりまして、各地域で地域企業の人材の潜在需要を発掘いただきまして、スペックの高い経営人材とマッチングしていただいているところでございます。2、3年前に各県に、東京と沖縄を除いて、このようなものが整備されまして、今続々と実績が上がりつつあります。このパワポ 54 ページ右下の方に折れ線グラフがございますけれども、今各県で、各拠点で、自動的に、マシーンとして動き始めておりまして、毎月 200 件ぐらいの成約がございまして、今、実績としては 5,800 件の制約が出てきております。今も拠点には金融機関の方に随分お越しいただいているんですけれども、地域金融機関等で地域の産業構造をよくわかっている方、民間の方にさらに協力をいただいて、強化を図ろうとしております。

地域金融機関については、私自身、10 年ぐらい前に地銀の担当課長をやらせていただいたこともございまして、当時は金融庁の担当課長としては、地域密着型の金融と

いうことで、地域企業との共存を図りながら、地銀というのは成長していくべきであろうということで、リレーションシップ・ランキングと称して色々そういう旗振りをしたことがあるのですけれども。やはり地方創生において地域金融機関の役割も非常に大事だと思っております。私が地方創生の担当の時から、この地域金融機関の役割については、地方創生の総合戦略あるいは年央の基本方針でも期待を込めて強調しております。足元では地銀の役割として、パワポ 55 ページでご覧のとおり基本方針に書かせていただいております。

合わせて、パワポの 56 ページ、毎年、金融機関の取組み状況もモニタリングしておりますが、継続的に取組みを前進させていただいているものと思いますし、担当大臣の表彰制度というのもここ数年設けさせていただいておりまして、この次のパワポ 57、58 ページにございますけれども、例えば、お隣の西尾信用金庫さんは、県内の専門高校生のものづくりコンテストの開催を通じて、地域の人材育成に貢献されている、これも表彰の対象の一つとして紹介申し上げたいと思います。

それから全般的な情報の提供ということで、パワポ 59 ページにございますけれども、今までも官民に学も含め、色々な形で地方創生の情報提供はされていたんですけども、内閣官房の方でそれを一つに糾合しまして、「地方創生カレッジ」として、e-ラーニングで、地方創生の実践的なノウハウを習得していただけるよう、そういうプラットフォームも設けております。これまでにネットでこのカレッジと入力していただけますと、どなたでもご覧いただけるものでございまして、今 100 講座以上の整備をしております。のぞいていただきますと、今行われている地方創生の様々な取り組みを関係者自身が動画で熱く語っているような画面もご覧いただけますので、またご参考にしていただければと思います。

⑨ 地方創生第2期に向けて

今後の方針の方向でございますけれども、先ほどのまち・ひと・しごとの法律を作つてもうすぐ 5 年目が参ります。別に 5 年と決めたわけではないのですが、第 1 期の地方創生の戦略は 5 年ということで、この 1 つのタームの終わりを迎えます。地方創生というものは 5 年で終わるものであつてはなくて、私どもとしましては、50 年後の人口動態を踏まえながら、これから 50 年後も続けていかなければならない息の長い取り組みと思っておりますが、今回第 1 期の節目を迎えまして、次の第 2 期をどうするか、足元、私の後任者の下で議論が進められております。大きく方向性として、この今年の年央、6 月に今出されているものが一つの方向性でございますけれども、今のまち・ひと・しごとの 3 つのコンセプト、その根っこには結婚、出産、子育て環境の整備というものがあるわけですが、こういう 4 つの基本目標は維持をしながら、各施策をさらに強化していくという方向が、この年央には示されております。キーワードとしては、メモの方にも書かせていただきましたけれども、なかなか直ちに移住

することは難しいとしても、地域に関わっていく人口、いわゆる関係人口を創出、拡大していくとか、Society5.0、SDGsという新しい時代の流れ、ICTの色々な新しい動きを地域の力にしていく、NPO・企業との協働、あるいは外国人材や女性を含めた色々な方々が活躍できるような地域社会づくり、あるいは地域経営の視点でのメリハリを持った地域づくり、こういうものがキーワードとして議論されております。

パワポ62ページではそういうところで、足元2020年度における取組みにおきましてもご覧のような主要な取り組みを進めることとしておりまして、これを第二期にどう伸ばしていくかということが、課題と承知しております。具体的にはこの足元、年末に向けて、次の総合戦略づくりということで、私の後任のところでやっておりまして、年末に向けてまた新たなご報告ができるかと思っております。

豊橋市での例ですと、ここにもちょっと頭出しでございますけれども、特に街づくりにおけるスポーツ・健康まちづくりの推進ですか、交流を生み出す街づくり、というところで、豊橋市、東三河の皆さん方が熱心に取り組んでいらっしゃるものと承知してございます。

⑩ 講演小括

以上、丁度お時間になるかと思います。またこの後質疑のお時間を取らせていただきたいと思いますけれども、まず私の本日の拙い話が皆さん方の税への理解、あるいは地方創生への取組みについて何らかの参考になれば幸いでございます。ご静聴ありがとうございます。

(5) 質疑応答

川上先生、ご講演ありがとうございました。

では、早速質疑応答に移りたいと思うのですが、どなたかご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

① 質問者：豊橋市 金田 英樹 副市長

(質問)

豊橋市の副市長の金田と申します。今日は貴重なお話をいただき誠にありがとうございます。今日のお話の中で、私行政を担当する立場でございますので、今地方創生に関する取組みということで、興味深くお話を伺わせていただきました。特にこれから第1期から第2期へと発展させていく中で地域経営の視点で取り組むということが最後の方で記載があったかと思います。第2期における新しい視点ということだったと思います。豊橋市はこれまで国との総合戦略と取組みとあわせて、豊橋市の取組みとして「豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して国と連携していく形で人口流出打開に向けて取り組んで参りました。基本は市町村ごとに作られる総合戦略なんですが

すが、たまたま豊橋市は広域連合の取組みを頑張ってやっておりまして東三河の8市町村、特に愛知県の中でも人口減少がいち早く進んでいるのが東三河なのですが、その東三河で広域連合という広域をカバーする組織を作りまして、そこで地方創生戦略に関わる事業をやることで、国や県でできない取組を地域全体で進めて、人口減少問題に取組むというようなことで、豊橋市の地方創生戦略と絡めて進めて参りました。取組み自体は、それなりにこの数年間で進んできていると思ってはいるんですけども、ただ成果という面で、人口減少を本当に止めることができているのかとか、あるいは出生率を高めることができているのかどうかといった話になるとなかなか成果はまだ出てきていません。先生おっしゃるように、しっかりと時間をかけて取り組んでいかなければならぬと考えております。また、地域経営ということで、地方経済をいかに活性化させることができることがまた重要なことかと思っております。昨日残念なことに東三河唯一の百貨店が撤退することになりました、これは東三河だけではなくて、全国的にも地方経済というのはなかなか浮上できていない現実があるという風に思っております。そういった中で、今後の地方創生を進めるにあたって先生から少しなにか、これから取組みに関してこういったところに力をいれた方がいいですか、ご助言いただけますと幸いです。

(回答)

ご質問ありがとうございます。広域連携、非常に敬意を表します。今回松岡准教授から色々資料を送っていただきまして、三河の中でも特に東三河の連携、東三河広域連合に力を入れていらっしゃること、三遠南信という浜松、信州を含めて、取り組んでいらっしゃるということを勉強させていただきまして、非常にいい取り組みだと思います。これ地域経営の視点の取り組むというのが今回第2期のプランの中で一つ打ち出されているわけでございますが、地方創生をまち・ひと・しごと本部で始めるにあたって、一つのモデルとして、例えば島根県海士町の事例というのは有名かと思いますが、島根県の隠岐の島の小さな町で東京と対抗して全てのことを整えるということはとても無理であると。例えば島根県の海士町では海産物があって、その海産物についてそこに一点豪華主義で立派な設備を入れて、誰にも負けない新鮮な海産物を都会に届けることで、地方創生を図るというのが、私ども地方創生の原点になったわけでございます。一つの市町村で全てを満たすことは不可能なわけで、ないものはない、ある意味割り切っている中で、しかし広域連携を通じて、色々な形で補い合って、全体として地域をどう魅力あるものに高めていくか、そのまさにマネージメントというメリハリを、従来のように惰性で全て同じように金太郎飴のようにやっていくとなかなか進まない中で、どうメリハリをそれぞれの組織のリーダーシップの下でやっていくかというのが大事なところです。

私も今回豊橋市の総合戦略を拝見しております、非常によくできた、アイデアの

要素の重要性というものを申し上げましたけれども、それらを色々取り入れていただいていて、戦略としてよくできたものと思っておりますが、実践が大事でございます。今日もこうやって多数の方を集めていただいた、産官学の連携の枠組み、これ本日私も申し上げましたキーワードでございますが、こういったこともしっかりと進める。この地域の距離感でもって、この地域の皆さんが緊密に取り組まれていると思いますし、ネタとして、おそらくこの地域でいえば、やはりものづくりですか、農業ですか、それから地の利としては観光というものもあるかと考えます。

そういうことを中心にされながら、一つの市町村ではなかなか全てが満たされないものを広域で補い合いながら、色々な産官学、皆様の連携の中で、息の長い取り組みを続けていっていかれるかということがポイントではないかと思っています。

その他ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか？

② 質問者：豊橋創造大学経営学部2年生 金原 雅弥さん

(質問)

豊橋創造大学経営学部の2年生の金原といいます。本日は貴重なご講演いただきましてありがとうございました。軽減税率に関する質問なんですけれども、逆進性対策としての施策と聞いております。その趣旨の下、日用品、特に食料品に対して軽減税率がなさされていると理解しているのですが、他方で、日用品の中で、子供用のオムツやトイレットペーパー、生理用品等は10%の税率となっていると。それで、8%と10%の線引きの基準設定はどのようなものなのか教えていただきのですが、よろしいでしょうか。

(回答)

ご質問ありがとうございます。消費税のポイントになるところでございますので、いい質問ありがとうございます。もともとさっき所得税との比較で申し上げましたけれども、消費税というものは簡素、公平、中立な税制というのが、メリットとして挙げられているところがございますので、沢山例外を設けたくないというのが元々あるわけでございます。もう一つ税収もまた社会保障に使うということなので、あんまりいっぱい例外を設けると肝心の社会保障に使える財源が減ってしまうという、そういうジレンマがあるわけでございます。そういう中で、しかしながら軽減税率を設けなくて済むかというと、やはり色々消費税をご負担いただく痛税感といったものもございまして、そういった痛税感を緩和するために、では必要な税収は確保しながら、しかし皆さんのご理解をいただけるような一番逆進性の高そうな部分、諸外国の例でもここはまあ軽減しても皆様に納得いただけるんではないかというところを踏まえて、そこで線引きさせていただいているのが、実際の制度となっております。

先ほど諸外国の例ということもご案内いたしましたが、大体の諸外国でも飲食料品は対象になっていると。日用品ということがございましたが、日用品の定義によるとは思うのですが、日用品をもって対象にしてしまうと今度はたぶん税収がなくなってしまうと。日用品といっても、その中で逆進性が割と顕著で、諸外国の例でも大体こういったものは軽減しているといったところで、飲食料品が一つ今回選ばれていると。

制度としても、税制として執行する以上は、飲食料品なら飲食料品とは何なのかちゃんと定義ができる、しっかりと区別できていないといけない。日用品でおむつとか、トイレットペーパー、生理用品とか、これは軽減税率の対象のおむつであり、これは軽減税率のトイレットペーパーであるとちゃんと区別できるか、税務職員が全部区別できるのか、というところになると、例えば飲食料品は先ほどのスライドにあったように食品表示法というのがちゃんとあって、別の法律で飲食料品の定義がなされている。なので、税務職員であってもそこの区別がはっきりできるんですが、そうではないものはなかなか難しい。

あるいはトイレットペーパーとティッシュペーパーとの差はどうなんだ、あるいはその先普通の紙との差は何だという話になったり、おむつということになると、今医療というのは実は非課税なんですが。医療に使う物は実はもう既に手当てしている中で、そうでないものまでどこまで手当てしますか、という話もあります。

その辺の区別や整理がしっかりできて、課税当局としても執行でき、それからできるだけ税収はきちんと社会保障に十分なだけ財源を確保して使いたい中で、ギリギリ、例外は限定されたものにしたい、という中で、今の飲食料品が対象に決まっているというところです。

ところがこれを一般日用品にまで拡げるとなると、さっきのような問題があって、なかなかそこの線引きが難しい中で、今はギリギリ飲食料品の軽減でというところで、社会保障の財源の確保とそれから消費税の痛税感の緩和、納税者の皆様のご理解のバランスを取ろうとしたものが今回の10月からの改正と思っていただけれどと思います。

他にご質問はございますか。

③ 質問者：豊橋創造大学経営学部2年生 渡邊 諒子さん

(質問)

豊橋創造大学経営学部2年生の渡邊諒子と申します。まず貴重なお話をありがとうございます。地方創生の第2期について質問させていただきます。地方創生の第2期について、パワポ60ページ内に、「第1期での地方創生について、「継続を力」にし、より一層充実・強化」との文言があるのですが、実際の自分の生活を振り返って、東京首都圏への進学など、人口の東京への流出に歯止めがかかっているとは感じていませ

ん。第1期施策の「継続」の姿勢は、穿った見方をすると、今後の政府の地方創生対策は現状維持のようにも思えるのですが、第2期の案が果たして地方創生にどのように効果をもたらすものかご教授お願ひいたします。

(回答)

ご質問ありがとうございます。今日ご紹介した第2期のポイントというのは、まだこの年末に実際の総合戦略というのが出てきますので、最初の頭出しといふか、第2期について課題になるだろうというところを、少し整理した部分で、もう少し年末までどうなるかご期待いただきたいところではございます。

「継続を力に」というところは、そういう見方ができるとすれば、それはやや誤解というか、そこは少しご説明させていただく必要があると思うのですが、地方創生というのは1期で終わるわけではなくて、2065年までの人口動態を先ほどお示しましたが、息の長い取り組みをしていかなければいけないわけです。たぶん私の後任者はそういう意味で、「継続を力に」というようなことを書いたんだと思います。決して現状維持とか、これ以上施策をやらないという意識で書いているものではないと思っておりまして、ほとんど全省庁を集めて、とにかく今までの各省庁の縦割りでできなかつたものをできるだけ思い切ってやっていこうということですから、今なおアイデア募集中でございますし、今後とも新しいことはどんどんやっていこうという姿勢で取り組んでいるかと思います。

あとちょっとご理解いただきたいのは、大体役所は往々にして制度を作ってしまうと、それで終わりと、世の中も一遍制度を作った際には、それで報道して、その後ちょっと下火になってしまうことがあるんですけども、実際にはその後の実践が大事でございまして、さきほどちょっとご説明したなかなか人口流出が止まらない中、最大300万円という個人への支援ということも一定の条件の下で今回やるようにしたのです。これもまた具体的なマッチングの支援の仕組みは県とか民間事業者のご協力もいただいて、これから整備をされて、そのマッチング支援に乗っかった方が実際に移住されたら、最大300万円出すような仕組みを去年の年末には整えているのです。ただこれがまだ具体的に実績はゼロでこれからようやく進んでいくわけです。やはりタイムラグがあるので、制度として去年の年末に作ったところですけれども、実績はこれからようやく出していくもので、そういうものは長い目で見ていただきたいと思っております。人材についていようと、先ほどプロフェッショナル人材の例をご紹介したのですけれども、私、その前にも地域金融の仕事もしまして、こういったインフラの整備というものが非常に大事だと思っているのです。地域のネックとして人材の話というのが結構大きいのです。これもなかなか従来の各省の縦割りの仕組みの中で人材のマッチングというのはうまくいっていないくて、今回各知事のリーダーシップでもって、かなりスペックの高いマネージャーを各県で知事の直接の任命でもってお願いして、

整備していただきました。それはようやく今、3年目、4年目ぐらいに入って、最初平成28年くらいからスタートしたのですけれども、各県で拠点が整って、ここにきて毎月200件くらい人材が地方に還流していくような、そういうシステムがようやく整つてきました。

内閣官房の中で多くの新しい施策をやってきましたが、実は当初はそんなに大きくは注目されていなかった取組みだったのですが、段々と実績が上がるごとに、また大臣も変わることに、これいいね、という話になって、今や目玉施策になって、今こうやってアピールできるようになったんです。そういう息の長い取り組みをしていく必要がある。制度を作つて終わりではなく、実績があがつて、実際に地方創生に繋がる。それを是非長い目で見ていただきたいと思います。

決して現状維持ではなくて、いくらでもアイデアを募集しますし、おそらく年末に向けて私の後任者が色々新しいアイデアを募集して、一生懸命集めているところだと思いますので、引き続き注目して見ていっていただければと思います。よろしくお願ひします。

時間的な制限からラスト1問とさせていただければと思うのですが、どなたかご質問ある方いらっしゃいますでしょうか？

④ 質問者：東海税理士会 内藤 健司 豊橋支部長

(質問)

貴重なご講演ありがとうございました。当地区で、税理士として事務所を構えています内藤と申します。最近業務の傍ら、今日ご講演にございました、パワポ48ページにある企業版ふるさと納税。こちらに関する質問を関与先企業から若干受けるようになってきております。どんなところに寄付したらいいのかといったことを聞かれることが出てきました。私としてはポータルサイトを見て、企業理念に合うところを探して、少し減税になりますと紹介するのですが、まだ実際に申告書を作つて出したところはないというのが現状です。私、地方創生のこの企業版ふるさと納税の寄付実績とかちょっと自分なりに調べてみました。そうしますと、なんとなく地方への資金の還流の流れがちょっと偏っている状態、各県、市町村によってあるんではないかなと認識しております。なんとなくなんですかけれども、情報発信力の強い市町村は還流の受け皿という形で認定事業を受けている状況なのではないのかなという思いを抱いております。他方で、本来的な目的からすると、非常に脆弱な、例えばこの近くでいきますと三重県や和歌山県というのが非常に寄付件数とか寄付の集まりが非常に少ない。こういったところは事業の認定が、補助金を受けているところはだめという状況があって一つの事業を作つていくということに頭を悩ますというところがあるのかと思いますが。制度上の問題もあると思うのですが、先ほどの渡邊さんの質問に

もかぶってくるかのかもしれないんですけども、地方自治体の人材、質、そういう差が各自治体にあって、それで還流の流れが偏在しているのではないかとも思うのですが、もし人材で差が出るようなならば、そういう差を国から積極的にサポートしてあげられるような、なにかそういう形はないのかなと思うところでございます。その辺ご教授いただければと思います。

(回答)

ご質問ありがとうございます。まず、この企業版ふるさと納税と比較して、個人版が有名で、企業版はまだPR途上だと思いますので、納税企業と橋渡しということで、税理士の先生の方々に感謝申し上げたいと思います。私どもも色々な企業の団体とか、税理士会にも色々ご説明を内閣官房からさせていただいているのですが、まだまだ多くPR不足の面があるかと思っております。そこら辺は是非ご指導いただければと思います。

もう一つ、補助金との併用についていうと、私共の推進交付金とこの企業版ふるさと納税は併用できるように、直近改正をしております。もともと地方創生のコンセプトというのは、既存の縦割りの補助金でカバーできないところを、どうやって各自治体のオリジナルのアイデアを拾いながら支援していくかというところにあるものですから、そこは運用で上手に事業を切り分けて、こっちはちゃんと役所からまた補助金をもらうけれども、こっちは新しい建付けでもって地方創生の案件として仕組んでいただけだと、ふるさと納税にしても交付金にしても、地方創生の部局として出しやすいところはあろうかと思います。

また、地方創生全体のコンセプトは先ほどのとおりなんですけれども、やはり1,700の自治体を全部金太郎飴みたいに支援していくとなると、これはまさに今までと変わらない形となって、いくら財源があっても足りないし、効果が出ないと。基本は各自治体がどんなアイデアを出されるかという前提に、そのアイデアを個別に審査をして、支援をしているわけで、そのツールとして交付金であったり、企業版ふるさと納税があるものですから、そこは一義的には自治体に色々アイデアを出していただく。私共内閣官房のスタッフも、むしろ審査して落とすということではなくて、よくご相談させていただいて拾う方向で、色々なご相談に応じているところでございます。

最後ご指摘ございました、人材の制約。これ企業に限らず、自治体もそうでありますし、小さい自治体というのはそれだけの新しいアイデアを出すキャパシティがない、人材が少ないというのはご指摘のとおりであります。それをカバーするのに十分ではないかもしませんが、この4年間でやっておりますのは、5万人以下の小さい自治体だと思いますが、なんとか所か、国家公務員、あるいは民間の方にも手を挙げていただいて、首長さん、市長さん、町長さんのいわば補佐役として副市長、副町長、なんとか参与とか、なんとか顧問というような形で、地方創生のお手伝いを若い公務員

あるいは民間の方に手を挙げていただき、有志の方に、2年ぐらい行っていただくシステム（注）を設けております。これは以前それこそ、小泉進次郎環境大臣が地方創生の政務官でおられたときに、たしか東北の復興の政務官も兼ねておられたと思いますが、東北の被災地に行かれて、たまたま国から行っている副市長の働きぶりをご覧になって、こういったものを地方創生もつくったらどうかとおっしゃられて、最初アイデアを出されたと聞いています。そういうものもここ3、4年やってきておりまして、三重県は具体的には承知しておりませんが、和歌山県でもそういう実績がございます。ただ数がちょっと限られていて、行ってるご本人である、若い役人・官僚、民間の方々、受け入れている自治体の方々も大体ウェルカムなんですが、やはり国の公務員全体の数に限りがございます。その中で、できるだけご希望に沿った形で、応えるべき制度も設けております。そういう形で、小さな市町村の人材不足のカバーということに対しても、限定的ではございますけれども、中央から若い公務員を派遣して、お手伝いさせていただく仕組みも始めております。また、もしご希望ございましたら、この地域でもご活用いただければと思っております。

（注）「地方創生人材支援制度」のこと。令和元年度派遣から派遣対象は原則人口10万人以下の市町村に拡大されている。過去5年間で、三重県は3市町（志摩市、明和町、南伊勢町）、和歌山県は3市町（有田市、美浜町、上富田町）の派遣実績あり。

時間そろそろきております。この辺りで講演の方を終了させていただければと思います。川上先生、本日長い間ご講演いただきました。

（6）講演者から挨拶

本日は長時間ありがとうございました。今日皆様方の熱意が伝わってきました。また今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

3 おわりに：講演に参加して

川上尚貴先生にはご多忙の中ご来豊いただき、本地域や学生のためにご講演いただきましたこと、また、豊橋創造大学様には多大なるご尽力のもと、本特別講演会を開催いただきましたことに感謝申し上げます。

本講演会を共催しました「豊橋産官学連携推進会議」は、豊橋商工会議所、市内の大学及び豊橋市で構成されており、地域が抱える様々な課題解決に向け、それぞれが持つ知見を活かし、活力あるまちづくりに繋げることを目的に活動しています。本講演のテーマが本会議の目的に合致したものであったと改めて感じております。

本講演では、国や地方を支える税の現状と地方創生についてのお話を伺いました。税においては、少子高齢化や国際化など時代の変化に合わせた税制や組織のダイナミックな動きを拝聴出来、自治体職員にとりまして大変参考となりました。

また、本市におきましても人口減少が始まっていますが、平成27年度より地方創生に取り組んでおりますが、5年目を迎える現在においても、人口の転出抑制、出生率向上などの目標に対しなかなか成果が現れないのが実情です。このような状況の中、本講演では、息の長い取組みの必要性や産学官をはじめとする連携の重要性など、私たちの今後の方向性への示唆をいただくことができました。

今後も豊橋産官学連携推進会議を構成する団体をはじめとした皆様とともに地域課題の解決を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力をお願ひいたします。

豊 橋 市 役 所
副市長 金田 英樹